報　告　書

担当課　　生活安全課

次のとおり報告します。						報告日　23・4・22	
市　長	副市長	部　長	次　長	課　長	副主幹	係	合　議
		石井	伊藤	高橋	飯山		

件　名	自転車保管場所業務内容等の確認について④
日　時	平成23年4月22日(金)
場　所	自転車保管場所、電話
相手方	自転車保管場所[redacted]氏、電話：刑事課[redacted]氏
対応者	市民協働部伊藤次長、生活安全課髙橋
記録者	生活安全課　髙橋

8:30

副市長に現状の概要を説明。(伊藤次長、髙橋)
これから当該者に状況を確認しに行き、結果を副市長に報告することとする。

自転車保管場所に行き、通常の業務の流れを含めた状況の確認を行う。
＜自転車保管場所にて[redacted]氏から聞き取り＞
廃棄するルートで、クリーンセンターに持っていくものを一台、健康維持のため保管場所で使用していた。
[redacted]さんが、保管場所に遊びに来た際、貸してほしいといわれ貸してあげたもの。飽きたからまた持って（返しに）くると言っていた。
それがたまたま、盗難車だったと警察から連絡をもらい、自転車の[redacted]などから当該自転車であると話した。後にも先にもそれ1件だけのため、よく覚えているとのこと。
[redacted]

16：50

逗子警察署刑事課[redacted]氏より電話。
依頼していたものはできたか。まだ、事務分掌を出していただく時期ではないが、なるべく早く解決したい。
市役所には、別の課に用があるので、月曜日に 9：30 頃伺いた

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

報　告　書

担当課　　生活安全課

	い。[redacted] ここまでくるとそちらの方針も決めておいてほしい。 了解し、部長、次長に報告する。
19:00～	警察からの捜査関係事項照会書に基づく提出書類の確認作業中、警察から依頼された平成 20、21 年度の書類ではなく、平成 19 年度の書類中に盗難車両と同一番号をみつけた。 当該車両が、警察のいう平成 20 年度の書類にあった類似番号のものではないと思われるため、25 日に確認することとし、その他関連文書を探し警察への報告に備える。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

報　告　書

担当課　　生活安全課

次のとおり報告します。						報告日　23・4・25	
市　長	副市長	部　長	次　長	課　長	副主幹	係	合　議
		石井	伊藤	高橋	飯山		

件　名	自転車保管場所業務内容等の確認について⑤
日　時	平成23年4月25日（月）
場　所	図書室
相手方	逗子警察署　刑事課[redacted]氏、地域課：[redacted]氏
対応者	市民協働部伊藤次長、生活安全課高橋、樋渡
記録者	生活安全課　高橋
内　容	
9:00～	4月22日（金）に行った、[redacted]氏の聞き取り及び上記の件について副市長に報告。（部長、次長、高橋） [redacted]氏本人が、廃棄することになっていた自転車を、[redacted]に渡したことは事実と認めているが、貸してあげたという意識であったことを副市長に伝える。 また、提出書類の確認作業中の疑問点について、 ・市は、対象物が盗難品との回答を当時警察から得ていたが、廃棄処分リストにも当該自転車が載っていたことから、保管場所の現場には盗難品との事実が伝わっていなかったのではないかと思われる。 ・警察も当該車の引き取り、確認を行ったような形跡がない。 ことを報告したところ、市が提出する書類等による警察の出方を待ちましょうということとなった。
11:30～	逗子警察 AM9:30 来庁予定が、緊急案件が入ったとのことで11:30 に[redacted]氏、[redacted]氏来庁。図書室にて面談（伊藤次長、樋渡、高橋で対応）。 依頼された照会書に基づく書類を渡す前に、盗難車が平成19年度の物ではないかを確認する。 盗難車と同じ番号のものがあったのであれば、それで間違いないであろうとのこと。（警察で要確認） なお、当該盗難車の引き取りや現物の確認について、警察が

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

報　告　書

担当課　　生活安全課

	行ったような形跡がないため、どのような取り扱いになっているか確認したところ、盗難車については市が警察に持って行っており、警察が保管場所に取りに来るということをしていないとのこと。今後、盗難車に係る取り扱いの流れを、もう一度見直すことが必要であることを伝えた。 4 月 19 日付け捜査関係事項照会書で照会のあった該当書類を提出した。（別添のとおり） 警察署[redacted]氏より ・盗難品であることが保管場所の担当者に連絡されなかったと思われることについて、今後事務担当者の事実確認も必要となる。 ・盗難品の被害品確認をしてもらいたい。 ・保管場所には他にどんな書類があるか。 ・業務の流れについてフローチャートを作って欲しい。 等の話があった。 [redacted]

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

報　告　書

担当課　生活安全課

次のとおり報告します。						報告日　23・4・28	
市　長	副市長	部　長	次　長	課　長	副主幹	係	合　議
		石井	伊藤	高橋	飯山		

件　名	自転車保管場所業務内容等の確認について⑥
日　時	平成23年4月28日（金）
場　所	図書室
相手方	逗子警察署　刑事課：[redacted]氏、[redacted]氏　地域課：[redacted]氏
対応者	市民協働部伊藤次長、生活安全課髙橋、樋渡
記録者	生活安全課　髙橋
内　容 10：00頃	自転車の確認をしてもらうことを[redacted]氏に伝えるため、自転車保管場所に電話したところ、本日は別の日と入れ替えての休暇であるとのこと。 当該自転車の現物確認及び警察による聞き取りに関し、なるべく早く被害品の確認をしてもらいたいとのことであるため、本人宅へ電話し、次の出勤日にあたる5月2日（月）に警察への同行を依頼し了解してもらう。時間は当日朝連絡することとした。 警察署[redacted]氏、[redacted]氏、[redacted]氏来庁。伊藤次長、高橋、樋渡で対応する。 当該者は本日休暇であったが、5月2日（月）は約束をしたので、対応可能であることを伝え、午前10時30分に警察に出向くこととなった。 放置自転車等の業務の流れについて作成したフローチャートにより髙橋が説明。様式や、説明不足分の補足等を確認し、作り直すこととする。 [redacted]氏より、今後提出する書類は、[redacted]が必要となる。また、保管場所の正式名称及び地番等を確認して欲しいとのこと。 場所等の確認について了解した。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

報　告　書

担当課　生活安全課

次のとおり報告します。						報告日　23・5・2	
市　長	副市長	部　長	次　長	課　長	副主幹	係	合　議
		石井	伊藤	高橋	飯山		

件　名	自転車保管場所業務内容等の確認について⑦
日　時	平成23年5月2日（月）
場　所	図書室、逗子警察署
相手方	逗子警察署　刑事課：[redacted]氏、[redacted]氏　地域課：[redacted]氏
対応者	市民協働部伊藤次長、生活安全課髙橋、樋渡
記録者	生活安全課　髙橋
内　容	
8：50頃	始業開始時間に保管場所に電話し、本日午前10時30分に警察に出向くこととなったことを伝えた。 また、警察に出向く前に、市としての対応について本人に話をするため一度役所に出向いてもらう（伊藤次長、髙橋対応）。
10：30～ 11：30	＜逗子警察署にて＞ 被害品の確認（別添写真）。 登録番号及び車体番号、ギア、ベルト、鍵の位置を確認。 その後、[redacted]氏は刑事課[redacted]氏による事情聴取、刑事課[redacted]氏との話は髙橋、樋渡で対応する。 手直しした放置自転車等の業務の流れについてフローチャートを渡す。 [redacted] 市が被害届を出す際は、被害届の様式に基づいてもらうが、従事していた業務等は必ず記載してほしい。とのこと。 了解し退席する。 *[redacted]氏はまだ終了していなかったため、終了の際には連絡してもらうこととした。
12：20	警察署[redacted]氏より、少し前に終わったと連絡あり。（椙山受） 連休があるため被害届の決裁には少し時間がかかると思うが、決裁が下りたら連絡が欲しいとのこと。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市